

# 災害に強い物流システムの構築に向けて (広域物資拠点開設・運営ハンドブック)



国土交通省総合政策局物流政策課（物流産業室）

## 《目 次》

### ～【総 論】～

1. はじめに . . . . . 1
2. 本ハンドブックの狙い . . . . . 2
3. 本ハンドブックの構成 . . . . . 4

### ～【事前準備編】～

1. 物資輸送チーム（仮称）の設置と役割分担表の作成 . . 7
2. 災害時協力協定の締結 . . . . . 9
3. 関係機関の自動参集基準、連絡表の作成 . . . 10
4. 物資拠点候補リスト、施設諸元情報の作成と更新 . . 12
5. 物資拠点候補施設の被災状況チェックシート、  
拠点選定基準の作成 . . . 14
6. 物資拠点の必要規模算定シートの作成 . . . 16

### ～【災害発生時オペレーション編】～

1. 一次物資拠点の選定・開設・運営のための参集 . . . 21
  2. 一次物資拠点の選定 . . . . . 22
  3. 一次物資拠点の開設 . . . . . 26
  4. 災害対策本部及び一次物資拠点の運営 . . . . . 32
  5. 被災県外での広域的な一次物資拠点の開設  
運営（共通） . . . . . 34
- 参考. 広域物資拠点開設・運営における関係者間の  
役割と動き（時系列） . . . . . 37

## 【 総 論 】

東日本大震災の際は、国も初めて支援物資の調達と輸送等を実施しました。

その際に、国土交通省として経験した課題等を取りまとめ、この度支援物資物流システムを構築しましたので、このハンドブックを災害担当者のお手元に置いて参考にして頂ければ幸いです。

### 《目 次》

1. はじめに
2. 本ハンドブックの狙い
3. 本ハンドブックの構成

## 1. はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は未曾有の大規模災害であったことから、地方公共団体だけでなく、国も初めて支援物資の調達と輸送等を実施しました。

その際、多くの物流事業者の協力の下、支援物資が被災地に届けられ、災害時における物流事業者による支援物資の輸送・保管の重要性が認識されたところです。

今後もこのような未曾有の大規模災害における支援物資の輸送・保管に対応するため、国土交通省は、有識者・物流事業者及び事業者団体等からなる「アドバイザリー会議」を開催し、『支援物資物流システムの基本的な考え方』を報告書としてとりまとめました。（平成23年12月2日）

また、各地方運輸局主催において、各地域レベル毎に上記関係者の他、地方自治体、関係省庁等も含めて民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会や首都直下、南海トラフ大震災等に対応した支援物資物流システム協議会等を開催し、各地域における支援物資に関する物流について分析を行い、課題を整理し、将来の大規模災害に備え、必要な物資が被災者に適時適切に支援物資が届けられるよう、支援物資の物流に係る国・地方自治体の体制確保や物流事業者・事業者団体等との連携等について議論を行ってきました。

これまでに開催した会議及び協議会の議論において、この「支援物資物流システム」について全国規模での認識に一定の成果がみられたこともあり、この度、「災害に強い物流システムの構築に向けて（広域物資拠点開設・運営ハンドブック）」として配付する運びとなりました。

本ハンドブックは関係者の皆様から頂いた貴重なご意見をもとに課題を整理したのですが、必ずしも地域の実情にそぐわない場合もありますので、その時は是非本ハンドブックを参考にしながら地域の実情にあった支援物資物流システムを構築頂ければと考えております。

今後必ず起こりうるであろう大規模災害時に、またそれを想定した実地訓練の場面等で支援物資を取り扱う関係者の皆様の一助となりましたら幸甚でございます。

国土交通省総合政策局物流政策課（物流産業室）

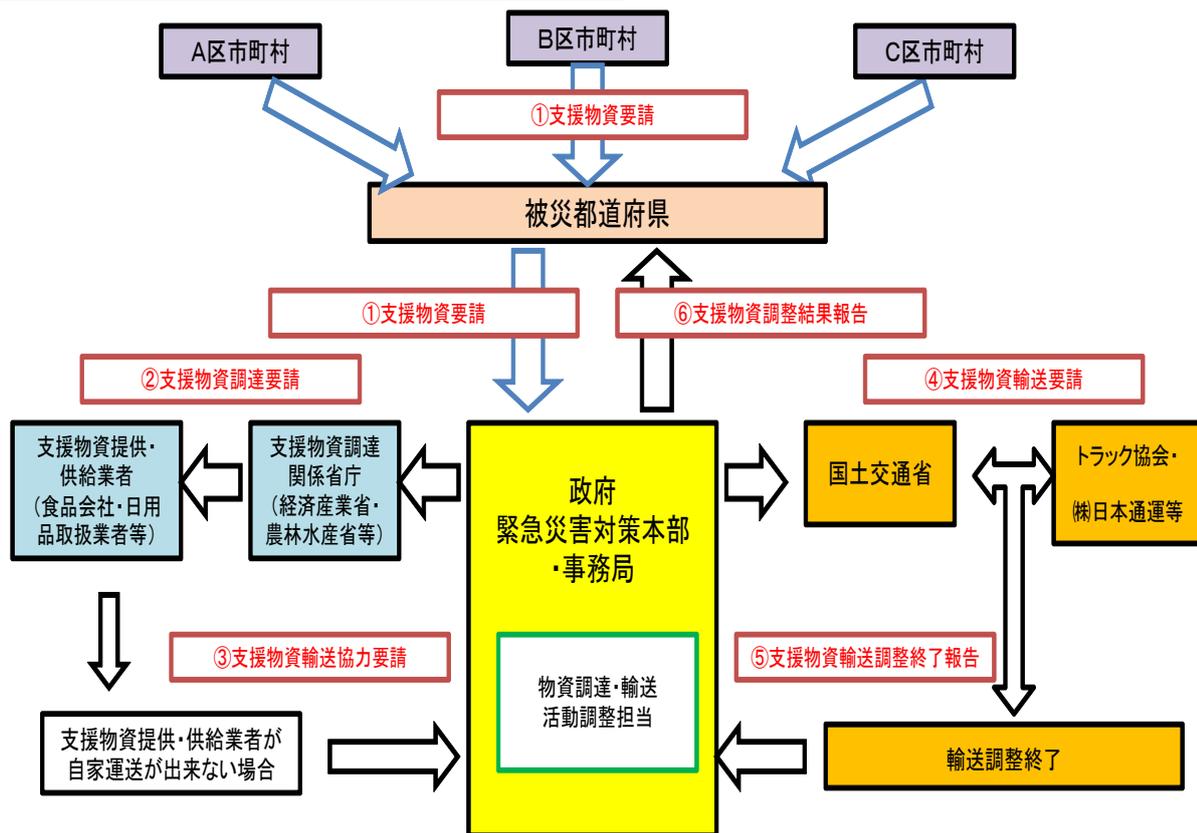
## 2. 本ハンドブックの狙い

大規模な災害が発生した際には、避難所に避難した被災者の方々等に支援物資を届けるための物流を確保することが必要となります。

円滑な支援物資物流を確保するためには、物資の調達から輸送に至る様々な業務が発生し、これらを適切に調整して実施することが必要となります。

例えば、極めて大規模な災害が発生し、政府の緊急災害対策本部が立ち上がり、支援物資物流をコントロールする場合には、下図【1】のように、政府緊急災害対策本部を中心とする体制が生まれ、調達や輸送に係わる関係省庁と民間事業者とが緊密に連携しながら、どの物資をどこから調達し、誰がどこまで輸送するのかの調整がなされることとなります。

### 【1】支援物資調達と輸送に係る情報伝達



⇨ いわゆる災害初動期におけるプッシュ型輸送の情報伝達(②~⑥)      ⇨ いわゆるプル型輸送に移行した際の情報伝達(①~⑥)

※政府緊急災害対策本部「物資調達・輸送活動調整担当」の業務の目的  
被災地における緊急物資のために、広域的な交通を確保するとともに、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送活動の調整、また被災地の生活の確保に必要な不可欠な物資の供給を円滑に実施するため広域的な物資の調達の調整を行う。

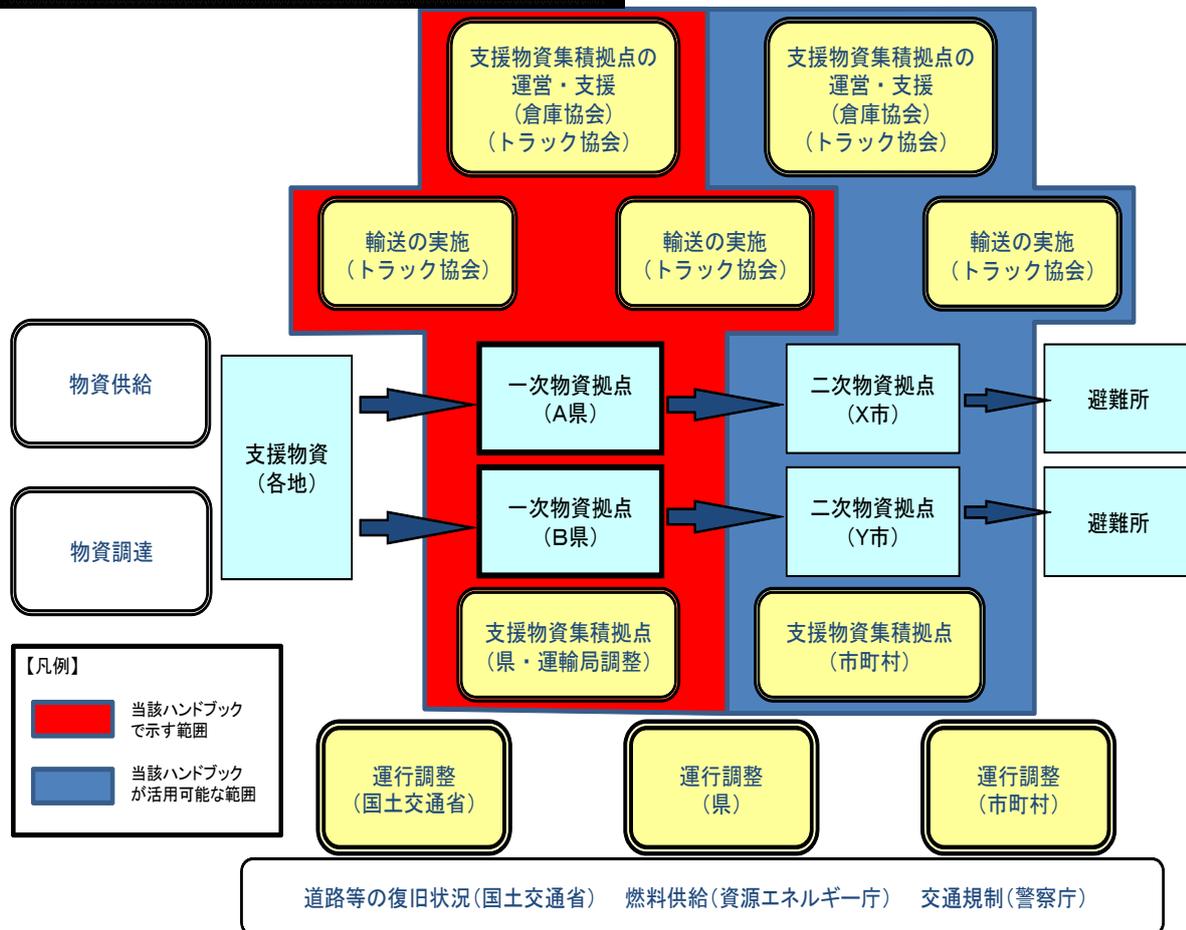
※ 支援物資の調達と輸送の調整が完了した後の実際の支援物資の流れについては、【2】の図に記載。  
※ 被災都道府県の受入体制等が整わない場合は、被災外都道府県と上記業務を行う場合もある。

このような調整等を経て「支援物資の調達元」「支援物資の輸送先」「支援物資の輸送機関」が決まり、その後に、実際の支援物資の輸送が行われることとなりますが、支援物資の調達先から避難所等までの支援物資の流れは、下図【2】のとおりとなります。

本ハンドブックは、この支援物資の流れの中でも、概ね赤色で囲われた部分を対象とするもので、支援物資物流の要所となる都道府県レベルでの一次物資拠点（広域物資拠点）の開設・運営を円滑に行うための標準的な手順や考え方を示すことを狙いとしています。

また、上記のとおり、本ハンドブックは広域物資拠点の開設・運営について焦点を絞った内容となっていますが、その多くは市区町村レベルでの二次物資拠点の開設・運営に応用することも考えられます（青色で囲われた部分）。

## 【2】支援物資に関する主な輸送業務フロー



物資拠点の開設・運営は、一義的には各都道府県・市区町村の事務であり、本ハンドブックはあくまでも標準的な手順や考え方を示すものですので、地域の実情に応じた具体的な手順や考え方を、関係者との連携の中であらかじめ決めていただくことが重要です。

### 3. 本ハンドブックの構成

このハンドブックは、次の内容を整理した2編で構成する。

#### ①「事前準備編」

大規模災害発生時に速やかに一次物資拠点を選定・開設・運営するために、都道府県や物流事業者団体等の関係機関で事前に取り決めるべき項目や用意すべき必要情報について、基本的な内容や作成・更新方法等を掲載

#### ②「災害時対応オペレーション編」

大規模災害発生時における一次物資拠点の選定・開設・運営のために都道府県や物流事業者団体等の関係機関が担う役割について、「だれが、いつ、どこで」情報の伝達や作業を行うか等の基本的な行動手順を掲載



## 【 事 前 準 備 編 】

大規模災害発生時に物資拠点を速やかに選定・開設・運営するために、事前に関係者間で取り決めるべき項目、共有する情報等を明らかにし、災害時の対応に備える。

### 《目 次》

1. 物資輸送チーム（仮称）の設置と役割分担表の作成
2. 災害時協力協定の締結
3. 関係機関の自動参集基準、連絡表の作成
4. 物資拠点候補リスト、施設諸元情報の作成と更新
5. 物資拠点候補施設の被災状況チェックシート、拠点選定基準の作成
6. 物資拠点の必要規模算定シートの作成

# 1. 物資輸送チーム（仮称）の設置と役割分担表の作成

- ① 都道府県は、一次物資拠点の開設・運営、物資輸送を速やかに行うことを目的に、都道府県災害対策本部内に、次のメンバーを構成員とする\*専門チーム（以下「物資輸送チーム」という。）を設置するものとして、担当部署の設定や諸規定の整備等を行い、災害発生時の体制を確保する。

--- 【物資輸送チームの構成メンバー】 -----

- ・ 都道府県職員
- ・ 地方運輸局職員
- ・ 地方倉庫協会及びトラック協会が派遣する物流専門家

※ 災害対策本部内に、既に支援物資の保管・輸送等を担当する組織が設置されている場合には、当該組織で対応する。

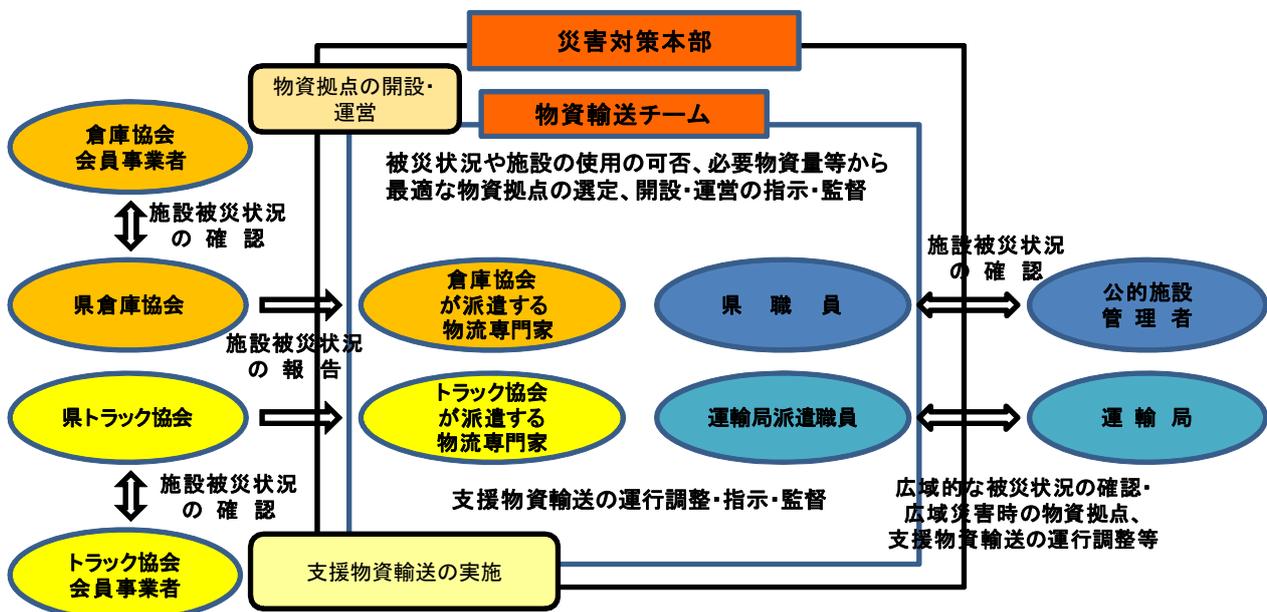
- ② 都道府県、地方運輸局、地方倉庫協会、地方トラック協会（以下「関係機関」という。）は、災害発生時における作業の役割分担について協議を行い、「役割分担表」を作成する。

※ 地方倉庫・トラック協会と災害時協力協定が締結されていない都道府県においては、災害発生時に迅速な体制の確保ができるよう、協定の締結に向けた作業を進める。

## ～解説～

支援物資については、物資拠点の開設や物資の仕分けや配分を素早く行うとともに、物資の滞留を避けて、速やかに物資を送り出すことが重要となることから、物流のプロである地方倉庫協会や地方トラック協会が派遣する物流専門家を構成員とする「物資輸送チーム」を設置するとともに、関係機関において、それぞれの役割分担を明らかにして、大規模災害発生時に、物資拠点の選定・開設に向けて速やかに行動が開始できるように、事前に体制整備を図る必要がある。

【物資輸送チームの体制のイメージ】



【関係者役割分担表（モデル）】

担 当	役 割
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一次物資拠点候補施設（公的施設）の被災状況の確認を当該施設の管理者に要請し、その回答により当該施設の被災状況を把握</li> <li>・ 一次物資拠点候補施設（公的施設）の被災状況と物資輸送チームの物流専門家が確認した一次物資拠点候補施設（民間施設）の被災状況とを集約</li> <li>・ 「物資拠点必要規模算定シート」を用いて、必要な支援物資量と一次物資拠点の必要規模を算定（必要規模から選定する方法の他、輸送道路状況等を勘案した選定方法等も考えられる。）</li> <li>・ 被災状況や一次物資拠点の必要規模等を基にして、一次物資拠点候補施設から一次物資拠点を選定</li> <li>・ 被災県内での一次物資拠点が不足又は使用できないことが確認された場合、応援県及び運輸局に応援県での一次物資拠点の設置等を要請</li> <li>・ 市町村からの支援物資要請のとりまとめ</li> <li>・ 一次物資拠点の開設状況を市町村へ情報提供</li> </ul>
運 輸 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内全県の一次物資拠点候補施設（民間施設）の被災状況の把握</li> <li>・ 被災県内の一次物資拠点が不足又は使用できないことが確認された場合、県物資輸送チームに対する応援県の一次物資拠点候補施設（民間施設）の情報提供、応援県や地方倉庫・トラック協会との調整</li> <li>・ 一次物資拠点の開設・運営作業の進捗状況に応じて、被災県及び応援県の地方倉庫・トラック協会や物流専門家との調整</li> </ul>
倉 庫 協 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一次物資拠点候補施設（民間施設）の被災状況の確認</li> <li>・ 一次物資拠点候補施設からの一次物資拠点の選定を支援</li> <li>・ 一次物資拠点の運営に必要な人材と資機材の確保を協会会員事業者に要請</li> <li>・ 選定された一次物資拠点の運営を協会会員事業者に要請</li> <li>・ 支援物資の調達状況（品目、量、到着予定日時）と市町村からの支援物資要請の内容（品目、量、届け先）を一次物資拠点を運営している協会会員事業者等に伝達</li> </ul>
トラック協会	<p>物資拠点開設等関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一次物資拠点候補施設（民間施設）の被災状況の確認</li> <li>・ 一次物資拠点候補施設からの一次物資拠点の選定を支援</li> <li>・ 選定された一次物資拠点の運営を協会会員事業者に要請</li> <li>・ 支援物資の調達状況（品目、量、到着予定日時）と市町村からの支援物資要請の内容（品目、量、届け先）を一次物資拠点を運営している協会会員事業者等に伝達物資輸送関係</li> <li>・ トラックと運転手の確保を協会会員事業者に要請</li> <li>・ 一次物資拠点から二次物資拠点または避難所までの支援物資の輸送を協会会員事業者等に要請</li> </ul>

## 2. 災害時協力協定の締結

- 都道府県は、一次物資拠点の開設・運営、物資輸送に関する迅速な協力体制を確保するため、地方倉庫協会及び地方トラック協会との間に、災害時における「物資保管」、「物資輸送」、「物流専門家の派遣」に関する協力協定を締結する。

～解説～

東日本大震災では、被災県のみならず、倉庫事業者やトラック事業者との連携により支援物資物流が行われていたことから、大規模災害発生時においては、速やかに関係機関と連携し、協力体制を確保することが重要となることから、都道府県は、事前に地方倉庫協会、地方トラック協会と協議の上、協力協定を締結する必要がある。

### 【協定の取り決め内容等（モデル）】

項目	内容
物資保管協定に関する項目	<p>①県は、物資の保管等を行う施設の開設の必要があるときは、倉庫協会・トラック協会に対して以下の事項を明示して要請する。（なお、パレットやフォークリフト等の設備については不足することが予想されるため、作業の効率化の観点から、これらを所有する企業に要請出来るような準備しておく）</p> <p>事項1：災害の状況及び応援を要請する事由            事項2：必要とする保管施設の地域            事項3：応援を必要とする期間            事項4：主な保管品目、数量            事項5：物流専門家の派遣            事項6：その他参考となる事項</p> <p>②公的施設を物資拠点とする場合に備えて、倉庫協会は拠点運営の担当企業、荷役機器、荷役する人の手配企業に優先順位をつけて複数設定する。</p>
物資輸送協定に関する項目	<p>①県は、物資の緊急輸送等を実施するために、トラック協会の協力が必要と認めるときは、以下の事項を明示して、物資の緊急輸送等を要請する。</p> <p>事項1：災害の状況及び応援を要請する事由            事項2：応援を必要とする車両数、車両の種類及び人員            事項3：物資の積み込み場所及び輸送先            事項4：物資の内容と数量            事項5：緊急輸送を必要とする期間            事項6：物流専門家の派遣            事項7：その他必要な事項</p> <p>②輸送の際の担当企業や車両について、トラック協会は、物資輸送を行う会員企業、車両を複数設定する。</p>
災害対策本部・一次物資拠点へ派遣する物流専門家の要件等	<p>①災害発生時には、倉庫協会、トラック協会は、災害対策本部の物資輸送チーム・一次物資拠点に物流専門家を派遣する。</p> <p>②派遣する物流専門家は、下記の条件全てに合致する人員に優先順位をつけて複数設定しておき、協会が県に提示する。</p> <p>条件1：保管・仕分け・輸送というトータルの物流システムを構築できる者            条件2：利用する公的施設の施設内養生のためのノウハウと資材調達ができる者            条件3：パレット・フォークリフト・車両などを調達できる者</p>

### 3. 関係機関の自動参集基準、連絡表の作成

- ① 関係機関は、大規模災害発生時に、速やかに連携して行動を開始できるように、物資輸送チームに参集するための「自動参集基準」を作成する。
- ② 関係機関は、各機関の支援物資物流に関する担当者を定めるとともに、大規模災害発生時に確実な連絡体制を確保するため、「担当者連絡表」を作成する。

～解説～

特に、物資拠点開設については、関係機関の迅速な行動の開始が重要となることから、関係機関において、被災状況に応じて物資輸送チーム関係者が自動的に参集する「自動参集基準」や関係機関の担当者に優先順位を付した複数者の連絡先やインフラ障害を想定した複数の連絡手段を記載した「担当者連絡表」を作成する必要がある。

【物資輸送チームの自動参集基準（モデル）】

種 別	災 害 状 況	参集者等
1号動員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度〇弱以上の地震が観測されたとき</li> <li>・被災地が広範囲に渡る大規模な災害が発生又は発生する恐れがあり、広域的な災害支援物資輸送を行う必要があるとき</li> </ul>	県担当職員 運輸局担当職員 物流専門家  <small>※運輸局・物流事業者団体のその他の職員は自己の勤務場所以対</small>
2号動員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度〇強の地震が観測されたとき</li> <li>・相当規模の被害が発生又は発生する恐れがあり、被害が拡大することが予想されるとき</li> </ul>	県担当職員 物流専門家  <small>※運輸局担当職員、物流事業者団体のその他の職員は、自己の勤務場所以対</small>
3号動員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度〇弱以上の地震が観測されたとき</li> <li>・被害拡大の恐れはないが、災害支援物資輸送を行うことが予想されるとき</li> </ul>	物資輸送チーム関係者、運輸局・倉庫協会・トラック協会の職員は自己の勤務場所以て対
○参集場所：県災害対策本部物資輸送チーム（県庁〇〇会議室） ○参集時間：震度が観測又は警報等が発令されてから〇〇時間以内		

※担当者が自宅にいる場合等で自動参集が困難な場合についても、自治体からの要請があり次第、すぐに参集できる準備、体制を整えておく。

【担当者連絡表のイメージ】

【連絡表(D県版)】

【連絡表(C県版)】

【連絡表(B県版)】

【連絡表(A県版)】

機関名	通常時連絡先				災害発生時連絡先						
	担当者氏名 (代表)	固定電話	FAX	E-mail	優先 順位	担当者氏名	固定電話	携帯電話	衛星電話	FAX	E-mail
A 県	防災課	●●●●			1	●●●●					
	●●課	●●●●			2	●●●●					
	●●課	●●●●			1	●●●●					
A県倉庫協会	事務局	●●●●			1	●●●●					
A県トラック協会	事務局	●●●●			1	●●●●					
国土交通省〇〇運輸局	物流課	●●●●			1	●●●●					
国土交通省〇〇整備局	防災課	●●●●			1	●●●●					
国土交通省	●●課	●●●●			1	●●●●					
					2	●●●●					

【担当者連絡表の記載項目（モデル）】

機関名	機関の名称および部署名	
平常時連絡先	担当者氏名	平常時の担当者の氏名
	固定電話番号	平常時の担当者（もしくは担当部署）直通の固定電話番号
	FAX番号	平常時の担当者（もしくは担当部署）のFAX番号
	E-mailアドレス	平常時の担当者のE-mailアドレス
災害発生時連絡先	担当者氏名	災害発生時の担当者の氏名（優先順位をつけて複数記載）
	固定電話番号	災害発生時の担当者（もしくは部署）直通の固定電話番号
	携帯電話番号	災害発生時の担当者の携帯電話番号（夜間連絡可能な携帯）
	衛星電話番号	災害発生時の担当者に連絡可能な衛星電話番号
	FAX	災害発生時の担当者（もしくは担当部署）のFAX番号
	E-mailアドレス	災害発生時の担当者に連絡可能なE-mailアドレス

#### 4. 物資拠点候補リスト、物資拠点候補施設管理シートの作成と更新

- ① 関係機関は、速やかに一次物資拠点の選定作業が行えるように、物資拠点候補施設を協議し、「物資拠点候補リスト」を作成するとともに、関係機関において情報を保有する。
- ② 都道府県は、リストアップした公的施設毎に諸元情報を記載した「物資拠点候補施設管理シート」を作成し、諸元情報を保有する。
- ③ 物資保管に関する協定を締結した地方倉庫協会又は地方トラック協会は、リストアップした民間施設毎に「物資拠点候補施設管理シート」を作成し、諸元情報を保有する。
- ④ 都道府県及び地方運輸局は、全ての施設の諸元情報を保有する。
- ⑤ リストアップした物資拠点候補施設については、施設の老朽更新等が想定されることから、関係機関は、定期的に連絡協議会等を開催し「物資拠点候補リスト」や「物資拠点候補施設管理シート」の更新を行う。

#### ～解説～

物資拠点を速やかに選定して開設するためには、候補施設が被災して使用できない場合等を想定し、地域的な散らばりや道路ネットワーク等を考慮したうえで、複数の拠点候補施設をリストアップすることが必要である。

また、物資拠点については、全国各地から送られてくる支援物資を受け入れて保管し、仕分けをしたうえで送り出すことが重要であることから、作業スペースや速やかな仕分け等作業を可能とする設備など施設の諸元情報を把握することが必要である。

#### 【物資拠点候補施設管理シートの記載内容（モデル）】

施設概要	施設名
	施設の管理者
	平常時の作業時間、曜日
位置アクセス	施設の所在地
	施設の海拔
	高速ICからの距離と所要時間
	拠点付近の道路の幅員
施設の態様	屋根の有無
	階数
	床の強度（フォークリフト使用可否）
	稼働可能時間（災害発生時に24時間稼働できるか）
	トラックの施設内進入の可否（進入可能な最大車種）
	トラックの施設横付けの可否（横付け可能な車種、台数）
	トラックの進入経路（入り口と出口が別になっているか）
	耐震性（新耐震基準に対応できているか）
	冷蔵品への対応可否（容量）
	冷凍品への対応可否（容量）
	海上コンテナへの対応可否 （対応可能なコンテナサイズ、個数）
鉄道コンテナへの対応可否 （対応可能なコンテナサイズ、個数）	

【物資拠点候補施設管理シートの記載内容（モデル）】

施設の規模	物資の荷さばき・保管に使用可能な床面積 (施設全体、災害発生時に供出可能な想定床面積)
	エレベーターの有無（物資の搬入搬出に使用可能か） シャッターの種類（手動による開閉の可否） 非常の電源の有無、照明の有無 平常時の連絡手段 非常時の通信手段の有無、（固定電話、衛星電話、FAX） フォークリフトの配備台数 （平常時、災害発生時に使用可能と想定される台数） パレットの保有枚数 （平常時、災害発生時に使用可能と想定される枚数） 保有するテントの張数とサイズ 保有する防水用ブルーシートの枚数とサイズ

【物資拠点候補施設管理シートのイメージ】

施設名				備考
所有者(管理者)				
住所				
施設概要	施設名			
	施設の管理者 平常時の営業時間、曜日			
位置 アクセス	施設の所在地			
	施設の海拔 高速ICからの距離と所要時間 拠点付近の道路の幅員			
個別の施設の名称				
施設の 様態	屋根の有無			
	階数			
	床の強度（フォークリフト使用可否）			
	稼働可能時間			
	トラックの施設内進入	進入の可否 進入可能な最大車種		
	トラックの施設横付けの可否	横付けの可否 横付け可能な車種、台数		
	トラックの進入経路			
	耐震性			
	冷蔵品への対応可否（容量）			
	冷凍品への対応可否（容量）			
海上コンテナへの対応可否	対応可否 コンテナサイズ、個数			
鉄道コンテナへの対応可否	対応可否 コンテナサイズ、個数			
施設の規模				
設備 備品	エレベーターの有無			
	シャッターの種類			
	非常の電源の有無			
	非常の照明の有無			
	平常時の連絡手段			
	非常時の通信手段の有無			
	フォークリフトの配備台数			
	パレットの保有枚数			
	保有するテントの張数とサイズ			
	保有する防水用ブルーシートの枚数とサイズ			
データ作成日(更新日)				

## 5. 物資拠点候補施設の被災状況チェックシート、物資拠点選定基準の作成

- ① 関係機関は、一次物資拠点選定のため、速やかに候補施設の被災状況の確認作業が行えるように、「施設被災状況チェックシート」を作成する。
- ② 都道府県はリストアップした公的施設の管理者に、事前にチェックシートを配付する。
- ③ 物資保管に関する協定を締結した地方倉庫協会又は地方トラック協会は、リストアップした民間施設を管理する事業者に、事前にチェックシートを配付する。
- ④ 都道府県及び物資保管に関する協定を締結した地方倉庫協会又は地方トラック協会は、チェックシートの配布に併せて、災害発生時の連絡方法についても施設管理者、事業者と事前に調整する。
- ⑤ 関係機関は、速やかに一次物資拠点の選定作業が行えるように、一次物資拠点に最適な諸条件を協議し、「一次物資拠点選定基準」を作成する。

### ～解説～

物資拠点を迅速に選定して開設するためには、物資拠点候補施設の被災状況等の速やかな把握が重要であることから、施設の使用可能スペースや電源、通信施設の被災の有無等を記載したチェックシートを施設管理者に配布し、災害発生時の対応に備える必要がある。

被災状況の報告については、災害発生時におけるインフラ障害等を想定し、複数の連絡手段を施設管理者等と調整しておく必要がある。

また、複数の拠点候補施設の中から、最適な物資拠点を速やかに選定するために、あらかじめ施設の諸条件等を整理した選定基準を取り決めておく必要がある。

## 【物資拠点候補施設被災状況チェックシート（モデル）】

施設名称	●●● (物資拠点候補施設情報管理シートから転記する) (駐屯地や倉庫など個別施設の名称を記す)		
確認者	●●● (物資拠点候補施設情報管理シートから転記する) <施設の被災状況を確認した担当者の氏名を記載>		
確認日時	<施設の被災状況を確認した日時を記載> 年 月 日 時 分		

	物資拠点候補施設情報管理シート 記載内容	確認項目	確認欄	状況記載欄
施設	延べ床面積 (㎡)	●●●	<input type="checkbox"/>	<「㎡」単位で確認できる場合は、「㎡」単位で記載>  <「㎡」単位の確認が困難な場合は、以下の項目から該当項目をチェック> <input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> 3/4程度 <input type="checkbox"/> 1/2程度 <input type="checkbox"/> 1/4程度 <input type="checkbox"/> 1/4以下 <「㎡」単位で確認できる場合は、「㎡」単位で記載>
		●●●	<input type="checkbox"/>	<「㎡」単位の確認が困難な場合は、以下の項目をチェック> <input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> 3/4程度 <input type="checkbox"/> 1/2程度 <input type="checkbox"/> 1/4程度 <input type="checkbox"/> 1/4以下 <運営に携われる人数を記載>
	災害時の人材の確保	●●●	<input type="checkbox"/>	<民間施設のみ> 物資拠点の運営に携われる人材は確保できるか？
	トラックの 進入経路	入口 ●●● 出口 ●●●	<input type="checkbox"/>	<トラックの出入口および施設までの経路で損壊している箇所はあるか？>
	-	-	<input type="checkbox"/>	<その他に損壊している箇所はあるか？> <損壊している箇所の有無と損壊している箇所の状況を記載>
備蓄 物資	-	-	<input type="checkbox"/>	破損有無 <input type="checkbox"/> 破損無し <input type="checkbox"/> 破損している物資あり <破損している物資の品目と量を記載> 破損内容
	自家発電の有無	●●●	<input type="checkbox"/>	電源 <input type="checkbox"/> 通常電源 <input type="checkbox"/> 自家発電 <input type="checkbox"/> 電源無し(停電) 自家発電稼働状況    <自家発電の燃料の概ねの残量を記載>
資機材	通信機器(災害時)	●●●	<input type="checkbox"/>	<使用可能な通信手段を以下からチェック(使用可能なもの全て)> <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 衛星電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> E-mail
	照明(災害時)	●●●	<input type="checkbox"/>	<照明の状況を以下の項目から該当項目をチェック> <input type="checkbox"/> 通常照明を使用 <input type="checkbox"/> 非常用の照明が稼働 <input type="checkbox"/> 停電により使用不可 <input type="checkbox"/> 機器の破損により使用不可 <使用可能なフォークリフトの台数を記載>
	フォークリフトの台数	●●●	<input type="checkbox"/>	<民間施設のみ> 使用可能なフォークリフトはあるか？
	パレットの枚数	●●●	<input type="checkbox"/>	パレット    <使用可能なパレットの枚数を記載> その他の資機材    <自家発電の燃料の概ねの残量を記載>

施設の連絡の記入欄(TEL、FAX、E-mail)	
TEL:	FAX:
衛星電話:	携帯電話:
E-mail	

災害対策本部支援物資物流担当チームの連絡先	
TEL:	FAX:
衛星電話:	携帯電話:
E-mail	

### 一次物資拠点の選定基準(モデル)

#### 選定の基準Ⅰ「公的施設を優先に選定」

優先順位 1	<b>被災県内の公的施設から選定</b> 複数ある一次物資拠点候補施設(公的施設)から選定する必要がある場合には、選定の基準Ⅱを比べて選定
↓	優先順位1では一次物資拠点の規模が十分でない場合
優先順位 2	<b>被災県内の民間施設から選定</b> 複数ある一次物資拠点候補施設(民間施設)から選定する必要がある場合には、選定の基準Ⅱを比べて選定

#### 選定の基準Ⅱ「条件が有利な施設を優先に選定」

選定の基準Ⅰに該当する一次物資拠点候補施設が複数ある場合は、以下に示す施設の条件をもとに一次物資拠点を選定する。

	施設の条件
1	使用可能なスペースが大きい施設
2	被災地周辺の高速道路ICから近く、遠方からのアクセス性が高い施設
3	幹線道路に面している、もしくは幹線道路からのアクセス性が優れた施設
4	被災地(または二次物資拠点)に近い施設
5	フォークリフト等の荷役に使用する資機材が十分に確保できる施設
6	トラックバス(荷下ろし、荷積み)に使用できるスペースが多い施設
7	一次物資拠点として速やかに開設できる施設

## 6. 物資拠点の必要規模算定シートの作成

- ① 都道府県は、一次物資拠点選定のため、速やかに物資拠点の必要規模の算定作業が行えるように、「物資拠点必要規模算定シート」を電子ファイル等で作成する。
- ② 算定シートは、市町村別に「災害発生時間帯」や「被災の有無」等の必要最小限の情報から物資拠点施設の規模等が算定できるものとし、事前に昼夜間人口や男女別年齢構成比等の最新の基礎情報を入力して準備する。
- ③ なお、災害発生時にインフラ障害等により、電子ファイルが使用できない場合を想定し、算定項目と算定式を記載した用紙を「物資拠点必要規模算定シート」と併せて準備する。

～解説～

大規模災害発生時に、迅速に物資拠点を選定・開設するため、拠点選定にあたり拠点の必要規模の速やかな算定が重要となることから、都道府県は、市区町村別に必要となる物資量や物資拠点に必要な面積等が簡便に計算できる電子シートを作成して準備する必要がある。

### 【物資拠点必要規模算定のイメージ】

#### ①災害発生時の状況入力

手順1：「災害発生時間帯」を入力

<b>災害発生時間帯</b> (1:昼、2:夜)

手順2：「被災の有無」を市町村別に入力

市区町村名	被災の有無 (1:有、2:無)
…市	
…市	
…区	
…区	
…町	
県全体	



#### ②自動算定

「①災害発生時の状況入力」の入力に従い、以下の結果を自動算定

算定結果1：一次物資拠点の必要規模  
 算定結果2：避難者数(男女・年齢別)  
 算定結果3：必要となる支援物資量  
 (品目別)

市区町村名	物資拠点施設の必要規模 (拠点面積)[m2]	想定避難者数												
		合計	男性					女性						
			1歳未満 【人】	1～2歳 【人】	3～14歳 【人】	15～64歳 【人】	65歳以上 【人】	1歳未満 【人】	1～2歳 【人】	3～14歳 【人】	15～64歳 【人】	65歳以上 【人】		
…市														
…市														
…区														
…区														
…町														
県全体														

市区町村名	必要となる支援物資量(品目別の個別単位)													
	水	粉ミルク	哺乳瓶、 哺乳瓶消毒液	おにぎり	マスク	子供用 紙おむつ	大人用 紙おむつ	生理用品	消毒液	ティッシュ	歯ブラシ ・歯磨き粉	シャンプー・ リンス・石けん	ゴミ袋 (20L)	
	本	g	セット	個	枚	枚	枚	箱	本	個	セット	セット	枚	
…市														
…市														
…区														
…区														
…町														
県全体														

## 【物資拠点必要規模算定シートの事前入力項目（モデル）】

項目	入力タイミング	備考	
市区町村名	—	以下の項目は、県内の市町村別に入力、算定	
人口	夜間人口	事前	
	昼間人口	事前	
観光客数	事前		
男女別年齢構成比 (夜間人口)	男性	1歳未満	事前
		1～2歳	事前
		3～14歳	事前
		15～64歳	事前
		65歳以上	事前
	女性	1歳未満	事前
		1～2歳	事前
		3～14歳	事前
		15～64歳	事前
		65歳以上	事前
男女別年齢構成比 (昼間人口)	男性	1歳未満	事前
		1～2歳	事前
		3～14歳	事前
		15～64歳	事前
		65歳以上	事前
	女性	1歳未満	事前
		1～2歳	事前
		3～14歳	事前
		15～64歳	事前
		65歳以上	事前
支援物資1トンあたりに必要な拠点面積	事前	11.4m <sup>2</sup> /トンに設定 ※東日本大震災における一次物資拠点（岩手県のアピオ）での実績	
想定避難者割合	事前	設定できない場合は「100%」と入力し、全人口が避難するものとする	
備蓄物資量	事前		
物資拠点候補施設の床面積 (災害発生時に供出可能な床面積：想定)	事前		

## 【必要規模等算定項目と算定式（モデル）】

項目	入力タイミング	備考		
市区町村名	—	以下の項目は、県内の市町村別に入力、算定		
想定避難者割合	—	必要に応じて災害発生時に変更		
支援物資1トンあたりに必要な拠点面積	—			
被災の有無	災害発生時	「あり」or「なし」で入力		
災害発生時間帯	災害発生時	「昼」or「夜」で入力 ※全市町村に同じ内容を入力する		
一次物資拠点の必要規模（拠点面積）	算定	下記の算定式で算定 ※シートの電子ファイルに算定式を事前に組み込む		
災害発生時の想定人口	算定	次頁の算定式で算定 ※シートの電子ファイルに算定式を事前に組み込む		
想定避難者数	算定			
男女別年齢別想定避難者数	男性		1歳未満	算定
			1～2歳	算定
			3～14歳	算定
			15～64歳	算定
			65歳以上	算定
	女性		1歳未満	算定
			1～2歳	算定
			3～14歳	算定
		15～64歳	算定	
		65歳以上	算定	
必要な支援物資量（品目別の個別単位）	算定	次頁の算定式で算定 ※シートの電子ファイルに算定式を事前に組み込む		
必要な支援物資量（トン単位）	算定			
供出可能な備蓄物資量	算定	被災無しの市区町村の備蓄物資を供出可能と判定		
使用可能な物資拠点候補施設の面積（見込み）	算定	被災無しの市区町村の物資拠点候補施設を使用可能と判定		

**【算定式】**

想定避難者数〔人〕＝災害発生時の想定人口〔人〕×想定避難者割合  
災害発生時の想定人口〔人〕

＝人口：夜間 or 昼間〔人〕＋想定観光客数〔人〕

男女別年齢別の想定避難者数〔人〕＝災害発生時の想定人口

×想定避難者割合

×市町村別男女別年齢構成比

必要な支援物資量〔品目別の個別単位〕

＝（想定避難者数〔人〕×1人あたり1日に必要な物資量〔個別単位/人・日〕  
×物資量の算定日数〔日〕）－供出可能な備蓄物資量〔個別単位〕

必要な支援物資量〔トン〕

＝（想定避難者数〔人〕×1人あたり1日に必要な物資量〔トン/人・日〕  
×物資量の算定日数〔日〕）－供出可能な備蓄物資量〔トン〕

物資拠点施設の必要規模（拠点面積）〔m<sup>2</sup>〕

＝必要な支援物資量〔トン〕×支援物資1トンあたりに必要な拠点面積〔m<sup>2</sup>/トン〕



## 【災害発生時オペレーション編】

大規模災害発生時に物資拠点を速やかに選定・開設・運営するために、災害発生直後から、関係機関が担う行動の手順を整理する。

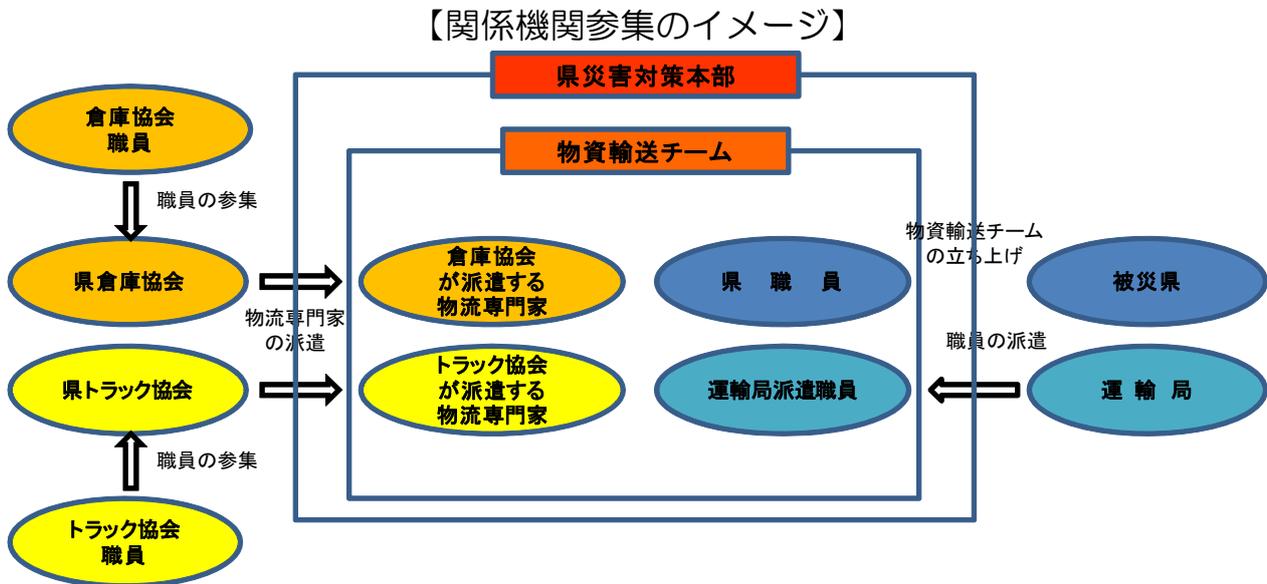
### 《目 次》

1. 一次物資拠点の選定・開設・運営のための参集
  2. 一次物資拠点の選定
  3. 一次物資拠点の開設
  4. 災害対策本部及び一次物資拠点の運営
  5. 被災県外での広域的な一次物資拠点の開設・運営等
- 参考. 広域物資拠点開設・運営における関係者間の役割と動き  
(時系列)

# 1. 一次物資拠点の選定・開設・運営のための参集

物資輸送チーム及び関係機関は、発災後48時間以内に一次物資拠点の選定を行い、72時間以内に一次物資拠点の開設・運営の体制を確保するために、発災後は直ちに各々の持ち場に参集する。

## (1) 物資輸送チームの立ち上げ、関係機関の参集



### ○物資輸送チームの行動

- ①県は、災害対策本部内に「物資輸送チーム」を立ち上げる。
- ②運輸局派遣職員、物流専門家は、関係機関により事前に取り決めた「自動参集基準」に従い、県指定場所に参集する。

### ○国土交通省の行動

運輸局及び国土交通本省は、「地方運輸局業務継続計画」及び「国土交通省業務継続計画」、「国土交通省災害関係非常参集要領」に定める自動参集基準に従い、運輸局・本省に職員を参集する。

### ○地方倉庫協会及びトラック協会の行動

協会は、各協会の定めた災害発生時の「協会職員の自動参集基準」等に従い、協会本部に職員を参集する。



## ○物資輸送チームの行動

### 【物資輸送チーム担当者ごとに入手する情報の種類（モデル）】

入手する情報		物資輸送チーム内の担当者	情報の入手方法
一次物資拠点候補施設の状況	公的施設	被災県職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災県職員は、一次物資拠点候補施設（公的施設）の被災状況の確認を当該施設の管理者に要請し、その回答により当該施設の被災状況を把握する。</li> <li>連絡手段は、E-mail、FAX、電話（衛星電話、固定電話）のうち、使用可能な手段を用いる。</li> </ul>
	民間施設	倉庫協会派遣職員、トラック協会派遣職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫協会派遣職員とトラック協会派遣職員は、一次物資拠点候補施設（民間施設）の被災状況をそれぞれの協会に確認する。</li> <li>連絡手段は、E-mail、FAX、電話（衛星電話、固定電話）のうち、使用可能な手段を用いる。</li> </ul>
非被災県の一次物資拠点候補施設の状況	非被災県の使用可能施設の状況	運輸局派遣職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>運輸局派遣職員は、運輸局を通じて、非被災県で使用可能な一次物資拠点候補施設の情報を把握する。</li> <li>なお、一次物資拠点を他管轄の都道府県に設置することが適切と判断された場合は、本省と調整を行い、使用可能な候補施設の情報を把握する。</li> </ul>

## ○地方倉庫協会及びトラック協会の行動

- ①各協会は、協会会員事業者に対して「施設被災状況チェックシート」による確認・報告を求め、「民間物資拠点候補施設の被災状況」を取りまとめる。
- ②各協会は、物資輸送チームの物流専門家に対して、取りまとめた「施設被災状況チェックシート」を送付・報告する。

※倉庫協会及びトラック協会での対応が困難な場合は、物流専門家が、倉庫協会・トラック協会会員事業者から直接シートを入手するよう調整する。

## ○運輸局の行動

運輸局は、被災県の地方倉庫・トラック協会会員以外の事業者の民間施設の被災状況を把握するとともに、管内他県の民間施設の被災状況を把握する。

## (2) 物資拠点の必要規模の算定と一次物資拠点候補施設の抽出

### ○物資輸送チームの行動

- ①県職員は、「物資拠点必要規模算定シート」を使用し、「必要となる支援物資量と一次物資拠点の必要規模等」を算定する。

#### 【物資拠点必要規模算定の流れ】

##### ①災害発生時の状況入力

手順1: 「災害発生時間帯」を入力

災害発生時間帯 (1:昼、2:夜)

手順2: 「被災の有無」を市町村別に入力

市区町村名	被災の有無 (1:有、2:無)
…市	
…市	
…区	
…区	
…町	
県全体	

##### ②自動算定

「①災害発生時の状況入力」の入力に従い、以下の結果を自動算定

算定結果1:一次物資拠点の必要規模  
算定結果2:避難者数(男女・年齢別)  
算定結果3:必要となる支援物資量  
(品目別)

市区町村名	物資拠点施設の必要規模 (拠点面積)[m2]	合計	想定避難者数																	
			男性					女性												
			1歳未満 【人】	1~2歳 【人】	3~14歳 【人】	15~64歳 【人】	65歳以上 【人】	1歳未満 【人】	1~2歳 【人】	3~14歳 【人】	15~64歳 【人】	65歳以上 【人】								
…市																				
…市																				
…区																				
…区																				
…町																				
県全体																				

市区町村名	必要となる支援物資量(品目別の個別単位)													
	水	粉ミルク	哺乳瓶、 哺乳瓶消毒液	おにぎり	マスク	子供用 紙おむつ	大人用 紙おむつ	生理用品	消毒液	ティッシュ	歯ブラシ 歯磨き粉	シャンプー リンス・石けん	ゴミ袋 (20L)	
	本	g	セット	個	枚	枚	枚	箱	本	個	セット	セット	枚	
…市														
…市														
…区														
…区														
…町														
県全体														

- ②県職員は、「施設被災状況チェックシート」で使用可能が確認された公的施設から「必要規模を満たす物資拠点候補施設」を抽出する。

- ③物流専門家は、「施設被災状況チェックシート」で使用可能が確認された民間施設から「必要規模を満たす物資拠点候補施設」を抽出する。



### (3) 一次物資拠点の選定

#### ○物資輸送チームの行動

- ①物資輸送チームは、道路ネットワーク状況や選定基準等により、抽出された公的物資拠点候補施設から「最適な物資拠点」を選定する。
- ②全ての公的施設が使用不可能又は必要規模を満たす公的施設が無い場合、物資輸送チームは、抽出された民間物資拠点候補施設から、「最適な物資拠点」を選定する。

#### 一次物資拠点の選定基準(モデル)

##### 選定の基準Ⅰ「公的施設を優先に選定」

優先順位 1	<b>被災県内の公的施設から選定</b> 複数ある一次物資拠点候補施設（公的施設）から選定する必要がある場合には、選定の基準Ⅱを比べて選定
↓	優先順位1では一次物資拠点の規模が十分でない場合
優先順位 2	<b>被災県内の民間施設から選定</b> 複数ある一次物資拠点候補施設（民間施設）から選定する必要がある場合には、選定の基準Ⅱを比べて選定

##### 選定の基準Ⅱ「条件が有利な施設を優先に選定」

選定の基準Ⅰに該当する一次物資拠点候補施設が複数ある場合は、以下に示す施設の条件をもとに一次物資拠点を選定する。

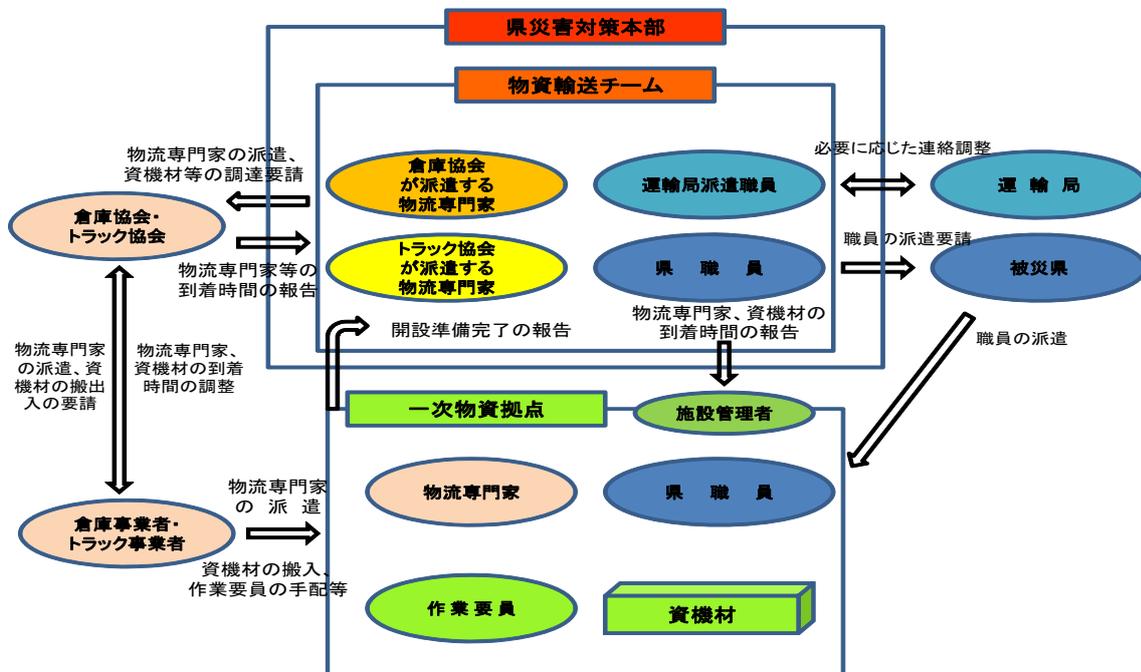
	施設の条件
1	使用可能なスペースが大きい施設
2	被災地周辺の高速道路ICから近く、遠方からのアクセス性が高い施設
3	幹線道路に面している、もしくは幹線道路からのアクセス性が優れた施設
4	被災地（または二次物資拠点）に近い施設
5	フォークリフト等の荷役に使用する資機材が十分に確保できる施設
6	トラックパース（荷下ろし、荷積み）に使用できるスペースが多い施設
7	一次物資拠点として速やかに開設できる施設

- ③一次物資拠点に公的施設を選定した場合、県職員は、選定した物資拠点施設の管理者に対して、「一次物資拠点の開設」を要請する。
- ④一次物資拠点に民間施設を選定した場合、県職員は、物流専門家を通じ、選定した物資拠点施設を管理する倉庫協会会員事業者もしくはトラック協会会員事業者に対して、「一次物資拠点の開設」を要請する。

### 3. 一次物資拠点の開設（公的施設の場合）

物資チーム及び関係機関は、一次物資拠点開設のため、一次物資拠点への物流専門家の派遣や運営に必要となる人員や資機材の調達・配備を行う。

【一次物資拠点開設準備のイメージ】



#### ○物資輸送チームの行動

①物流専門家は、支援物資量と一次物資拠点に配備されたフォークリフトやパレット等の設備状況から、物資拠点の運営に適した「物流専門家の要件」や運営に必要となる「人員、資機材の種類・数量等」を検討し、県職員に報告する。

②県職員は、物流専門家を通じ、倉庫協会又はトラック協会に対して、開設要請した一次物資拠点の位置情報等を伝えるとともに、「災害時協力協定」に基づき、当該物資拠点への「物流専門家の派遣」、運営に必要となる「人員、資機材の調達・配備」を要請する。

※倉庫協会及びトラック協会での対応が困難な場合は、県職員は物流専門家を通じて、倉庫協会・トラック協会会員事業者に対して、「物流専門家や資機材等に関する要請」を直接実施する。

③物流専門家は、倉庫協会又はトラック協会から物流専門家や資機材の「到着時間」の報告を受けた後、県職員を通じ、一次物資拠点の施設管理者に対して、「到着時間」を報告する。

※倉庫協会及びトラック協会での対応が困難な場合は、物流専門家が、倉庫協会・トラッ

ク協会会員事業者に対して、「物流専門家や資機材等の一次物資拠点到着に関する内容」を直接把握する。

- ④物流専門家は、一次物資拠点の準備を終えた一次物資拠点の施設管理者から一次物資拠点の「開設準備完了」の報告を受けた後、県職員へ伝達する。

※一次物資拠点にパレット・フォークリフトが不足する場合も考えられるため、それらを所有する企業に要請出来るように準備しておくことも考えておく。

#### ○地方倉庫協会及びトラック協会の行動

- ①協会は、物流専門家の派遣等の要請を受けた後、「災害時協力協定」に基づき、一次物資拠点開設・運営に適した倉庫事業者又はトラック事業者を選定し、当該事業者に対して「物流専門家の派遣」及び「人材、資機材の搬出入」を要請するとともに、物流専門家や資機材等の一次物資拠点への「到着時間」を調整する。
- ②協会は、物流専門家や資機材等の到着時間の調整を終えた後、物資輸送チームの物流専門家に対して、物流専門家や資機材等の「到着時間」を報告する。
- ③協会は、一次物資拠点の準備を終えた物流専門家から、一次物資拠点の「開設準備完了」の報告を受ける。

#### ○倉庫事業者又はトラック事業者の行動

・一次物資拠点への物流専門家の派遣等の要請を受けた倉庫事業者又はトラック事業者は、協会と一次物資拠点への「到着時間」の調整を行うとともに、派遣する「物流専門家の手配」や運営に必要な「人員の手配」、「資機材等搬出入」を行う。

※倉庫協会及びトラック協会での対応が困難な場合は、倉庫協会・トラック協会会員事業者は、物資チームの物流専門家に対して「物流専門家や資機材等の一次物資拠点到着に関する内容」を直接報告する。

#### ○一次物資拠点の施設管理者及び物流専門家の行動

- ①開設要請を受けた施設管理者は、ただちに「施設の受け入れ準備」を行う。

②派遣された物流専門家は、施設に到着後、物資の積み卸し場所、保管場所、積み込み場所等のレイアウトを作成するとともに、人員や資機材が到着次第、保管場所等の確保や資機材の配備等支援物資受け入れの準備を行う。

③施設管理者は、支援物資受け入れの準備が整い次第、物資輸送チームの物流専門家及び倉庫・トラック協会に対して、一次物資拠点の「開設準備完了」を報告する。

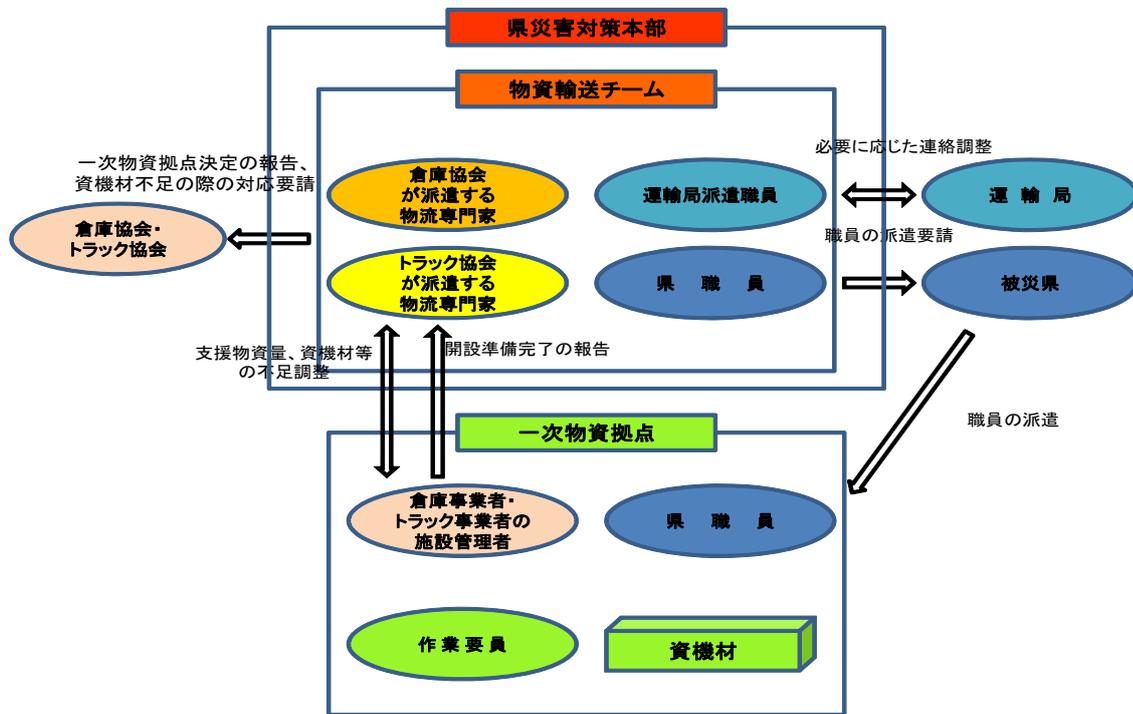
#### ○運輸局の行動

・運輸局は、拠点開設後に必要に応じて、倉庫・トラック協会や物流専門家と作業状況に関する連絡・調整を行う。

### 3-2. 一次物資拠点の開設（民間施設の場合）

一次物資拠点に選定された施設を管理する倉庫事業者又はトラック事業者は、一次物資拠点開設のため、物資輸送チームと連携を図りながら、運営に必要な人員の手配や資機材の配備等を行う。

【一次物資拠点開設準備のイメージ】



#### ○物資輸送チームの行動

- ①物流専門家は、県職員からの1次物資拠点の開設の要請に併せて、一次物資拠点の倉庫事業者又はトラック事業者と「受け入れ可能な支援物資量」、「運営に必要な人員や資機材」等の調整を行う。
- ②県職員は、物流専門家を通じ、倉庫協会及びトラック協会に対して、「一次物資拠点名」及び「事業者名」を連絡するとともに、一次物資拠点に資機材等が不足した場合の「調達等の対応」を要請する。

#### ☆資機材が不足した場合の行動

- ・県職員は、物流専門家を通じて、施設管理者より資機材等の不足に関する詳細な状況を把握する。
- ・県職員は、物流専門家を通じ、倉庫協会及びトラック協会に対して、「資機材の調達・搬出入」を要請する。
- ・県職員は、物流専門家を通じ、倉庫協会及びトラック協会から資機材等の「到着時間」の報告を受けた後、一次物資拠点の物流事業者に対して、「到着時間」を報告する。

※倉庫協会及びトラック協会での対応が困難な場合は、県職員は、物流専門家を通じて倉庫協会・トラック協会会員事業者と直接調整する。

- ③物流専門家は、一次物資拠点の準備を終えた物流事業者から、一次物資拠点の「開設準備完了」の報告を受け次第、県職員に伝達する。
- ④物流専門家は、拠点開設後に必要に応じて運輸局と作業状況に関する連絡・調整を行う。

※なお、パレット・フォークリフト等の資機材が不足する場合は、それらを所有する企業に要請出来るように準備しておくことも考えておく。

#### ○地方倉庫協会及びトラック協会の行動

- ①資機材が不足した場合、各協会は、物資輸送チームの県職員から、物流専門家を通じて、資機材等の調達・搬出入の要請を受けた後、「災害時協力協定」に基づき、一次物資拠点への資機材の搬入が可能な倉庫事業者又はトラック事業者を選定し、「資機材等の搬出入」を要請するとともに、当該事業者と資機材の「到着時間」を調整する。
- ②協会は、資機材等の到着時間の調整を終えた後、物資輸送チームの物流専門家に対して、資機材等の「到着時間」を報告する。
- ③協会は、一次物資拠点の準備を終えた当該事業者から、一次物資拠点の「開設準備完了」の報告を受ける。  
※倉庫協会及びトラック協会での対応が困難な場合は、倉庫協会・トラック協会会員事業者は、物資輸送チームの物流専門家に対して「物流専門家や資機材等の一次物資拠点到着に関する内容」を直接報告する。
- ④協会は、拠点開設後に必要に応じて運輸局と作業状況に関する連絡・調整を行う。

#### ○一次物資拠点を管理する民間事業者の行動

- ①一次物資拠点を管理する民間事業者は、物資輸送チームの物流専門家と「受け入れ可能な支援物資量」や「運営に必要な人員、資機材」等を調整するとともに、保管場所の確保や資機材の配備等支援物資受け入れの準備を行う。

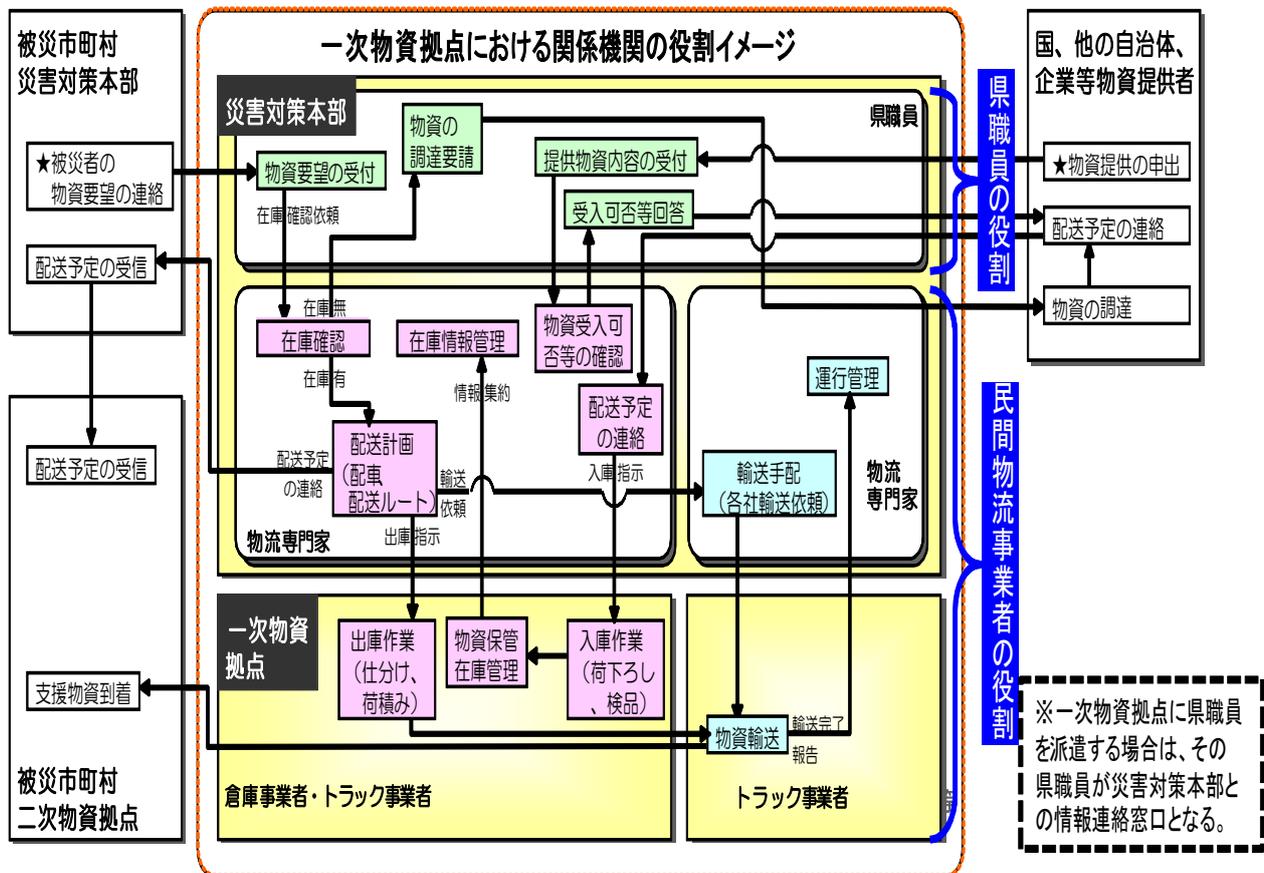
- ②民間事業者は、資機材等が不足する場合、物資輸送チームの物流専門家を通じ、県職員に対して、「不足する資機材等の調達」を要請する。
- ③民間事業者は、支援物資受け入れの準備が整い次第、物資輸送チームの物流専門家及び倉庫協会及びトラック協会に対して、一次物資拠点の「開設準備完了」を報告する。
- ④施設管理者は、拠点開設後に必要に応じて運輸局と作業状況に関する連絡・調整を行う。

○運輸局の行動

- ・運輸局は、拠点開設後に必要に応じて、倉庫・トラック協会や物流専門家と作業状況に関する連絡・調整を行う。

#### 4. 災害対策本部及び一次物資拠点の運営（共通）

一次物資拠点を運営する関係機関は、災害対策本部の物資輸送チームと連携を図りながら、作業を進める。



#### (1) 災害対策本部の物資輸送チームの情報管理と伝達・調整

一次物資拠点の運営に当たっては、都道府県災害対策本部の物資輸送チームが、トラックの到着時間、到着物資量・種類や一次物資拠点の受入可能物資量等の支援物資に関する全ての情報を一元的に受けて管理を行い、一次物資拠点を運営する関係者に対して、速やかに情報伝達するとともに、必要な調整を行う。

#### (2) 一次物資拠点の関係者の運營業務

- 一次物資拠点の関係者の行動
- 一次物資拠点を運営する物流専門家又は倉庫・トラック事業者及び県職員は、物資輸送チームと情報共有や連絡調整を行い、作業を進める。  
特に、トラックの到着時間、到着物資量・種類や一次拠点の受入可能物資量等の詳細な情報やフォークリフト、パレット等に不足の無いよう円滑な物資の保管及び輸送に関する情報を把握・共有する。

### 【一次物資拠点の主な運営業務】

業務
1. 物資輸送チームから届く支援物資の輸送情報（品目、量、到着予定日時）に基づく受入準備
2. 到着した支援物資の荷下ろし、荷さばき、検品、入庫（ロケーション、在庫入力）、到着情報の物資チームへの連絡
3. 物資輸送チームから届く支援物資要請情報（品目、量、届け先）に基づく出庫作業（在庫引当、ピッキング、出荷荷揃え）
4. トラック到着確認
5. トラック積み込み、出庫、在庫引落し、出庫情報の物資輸送チームへの連絡
6. 支援物資要請情報の在庫が不足している場合、物資輸送チームに手配を要請（他の一次物資拠点の在庫確認要請）
7. 物資輸送チームとの在庫情報の照合
8. 一次物資拠点で滞留物資が発生した場合、物資輸送チームに処理を要請
9. 一次物資拠点の運営に携わる人材や資機材が不足する場合、物資輸送チームに追加を要請
10. 他、付随する業務

### (3) 災害対策本部における一次物資拠点の監督業務

#### ○物資輸送チームの行動

- ・物資輸送チームは、一次物資拠点に派遣した物流専門家又は倉庫・トラック事業者及び県職員と情報共有や連絡調整を行い、作業を進める。  
特に、トラックの到着時間、到着物資量・種類や一次拠点の受入可能物資量等の詳細な情報やフォークリフト・パレット等に不足の無いよう円滑な物資の保管及び輸送に関する情報を把握・共有する。

#### 【物資輸送チームによる一次物資拠点の主な監督業務】

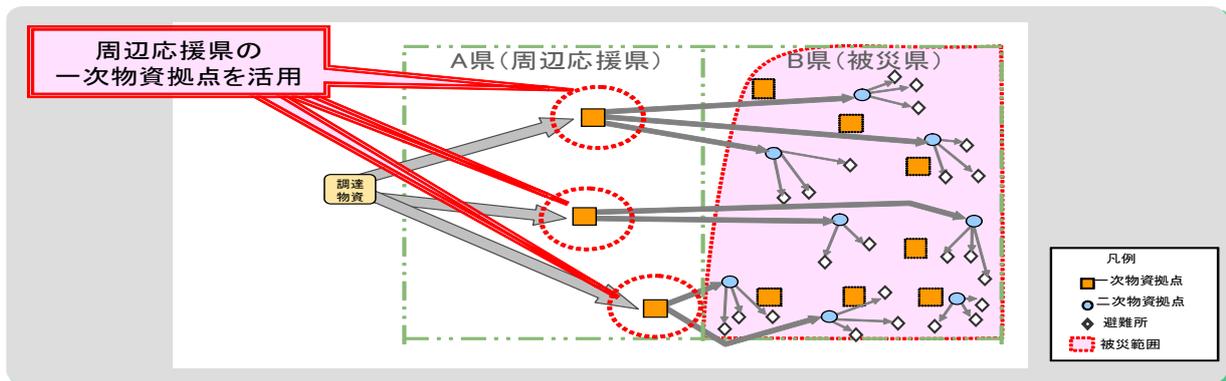
業務
1. 「物資調達シート」を使用して、内閣府へ支援物資の調達を要請し、内閣府から支援物資の調達状況についての情報入手
2. 被災県内の各市町村からの支援物資の要請内容のとりまとめ
3. 一次物資拠点の運営担当に支援物資の輸送情報（品目、数量、到着予定日時）および市町村からの支援物資要請情報を連絡
4. 一次物資拠点の運営担当から連絡を受けた一次物資拠点の運営スケジュールをもとに、一次物資拠点から二次物資拠点への支援物資の輸送をトラック協会の協会員企業に要請
5. 一次物資拠点の運営担当から支援物資到着情報の連絡受け取り
6. 市町村からの支援物資要請をもとに在庫引当
7. 一次物資拠点の運営担当からの出庫情報の連絡をもとに在庫引落
8. 一次物資拠点の在庫情報との照合
9. 一次物資拠点の運営担当からの資機材や人材の要請を受けて、トラック協会や倉庫協会に資機材や人材を追加要請
10. 一次物資拠点で滞留物資が発生した時の対処方法の決定と連絡
11. 一次物資拠点として使用している施設の維持管理（必要に応じて改修）
12. 一次物資拠点の電力などのライフラインの維持確保
13. 他、付随する業務

## 5. 被災県外での広域的な一次物資拠点の開設・運営（共通）

被災範囲が広域に渡る災害発生時においては、被災県外に広域的な一次物資拠点を開設・運営するものとして、被災県及び応援県の関係機関は連携を図り、開設・運営等の作業を進める。

ただし、応援県に立地する施設を使用することから、被災県は、応援県に対して、災害対策基本法及び応援協定に基づく要請を求めたうえで、運輸局に対して、災害対策基本法に基づく協力を要請し、両県と運輸局は連携して、一次物資拠点の開設・運営等のための調整作業を進めるものとする。

### 【周辺応援県での一次物資拠点設置のイメージ】



### (1) 広域的な一次物資拠点設置の手順

#### 被災県、応援県等の関係機関の行動

被災県及び応援県等の関係機関は、次の手順により応援県に広域的な一次物資拠点を設置する。

- ①被災県は、応援県に対して、災害対策基本法及び応援協定に基づく応援を要請する。
- ②被災県は、運輸局に対して、災害対策基本法に基づく協力を要請する。
- ③応援県は、県内の使用可能な公的施設を確認し、被災県に対して、使用可能な施設の情報を提供する。
- ④応援県内に使用可能な公的施設が無く、応援県に災害対策本部が立ち上がっていない場合、運輸局は、県内の地方倉庫・トラック協会を通じて使用可能な民間施設を確認し、応援県と一次物資拠点としての使用の可否等の調整を行う。  
応援県との調整後、運輸局は、被災県に対して使用可能な民間施設の情報を提供する。  
※運輸局管轄外の他の都道府県に一次物資拠点（民間施設）を開設する場合は、国土交通本省を通じて、他の運輸局と調整し作業を進める。
- ⑤被災県は、応援県又は運輸局から提供された情報から一次物資拠点に最適な施設を選定し、応援県に広域的な一次物資拠点の開設を要請する。（費用負担については、要調整）
- ⑥応援県は、一次物資拠点の開設準備を開始する。

(2) 広域的な一次物資拠点設置と開設

被災県、応援県等の関係機関の行動

被災県及び応援県等の関係機関は、次の役割分担により、それぞれ行動する。

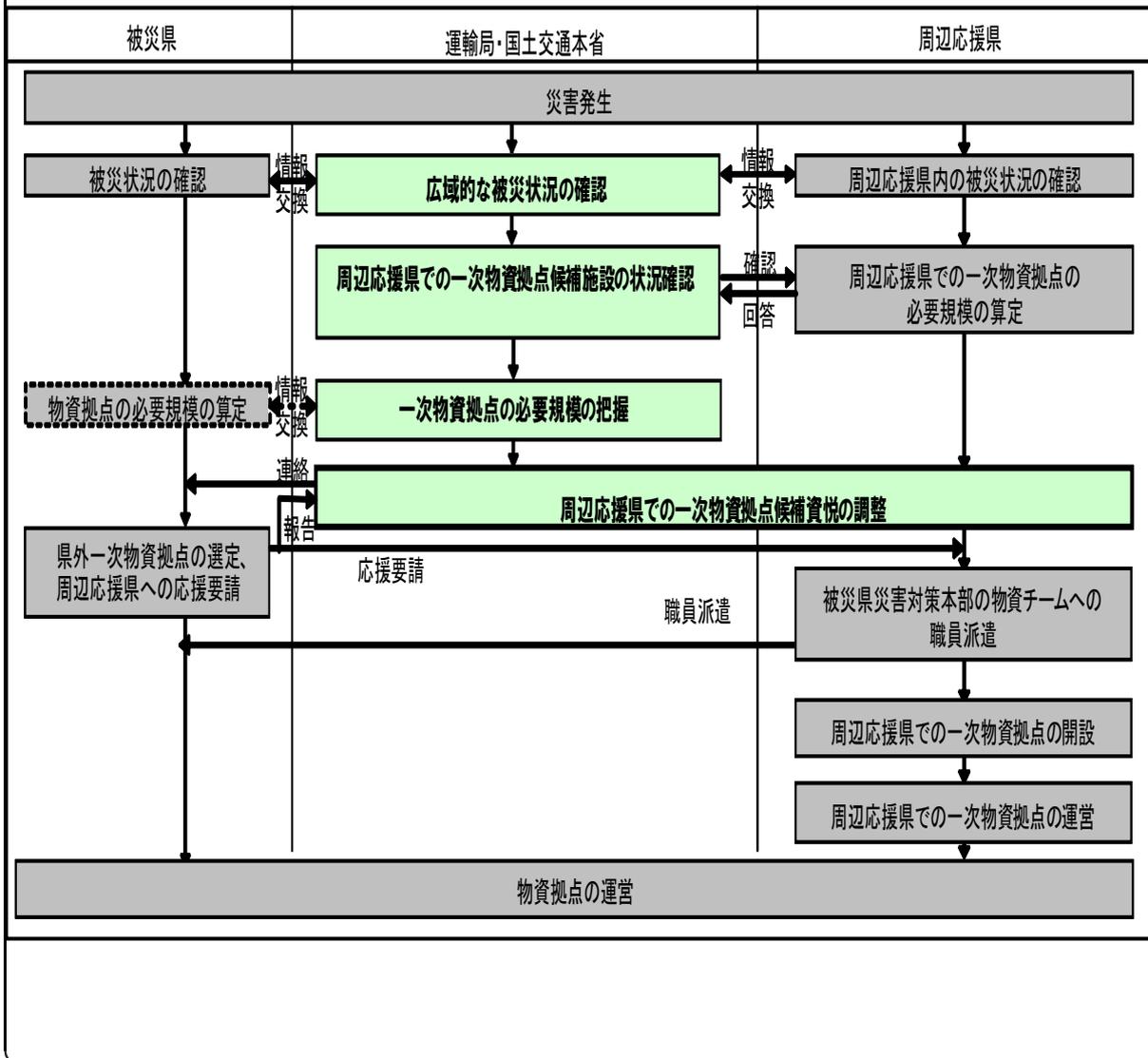
【関係機関等の役割】(その1)

機 関	役 割
被災県 (物資輸送 チーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応援県に対する災害対策基本法及び応援協定に基づく応援要請</li> <li>○運輸局に対する災害対策基本法に基づく協力の要請</li> <li>○応援県及び運輸局との一次物資拠点施設の調整</li> <li>○応援県での一次物資拠点の選定</li> <li>○応援県に対する一次拠点の開設・支援物資輸送等の応援要請</li> </ul>
応 援 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内の一次物資拠点候補施設(公的施設使用又は応援県に災害対策本部が立ち上がっていて民間施設を使用する場合)の被災状況・使用可能施設の確認</li> <li>○県内の一次物資拠点候補施設(上記と同様の場合)の抽出、被災県への情報提供</li> <li>○応援県に最適な公的施設が無く、応援県に災害対策本部が立ち上がっていない場合は、運輸局と連携し民間候補施設の調整</li> <li>○一次物資拠点の開設、運営</li> <li>○被災県との支援物資要請に関する調整等</li> </ul>
応 援 県 倉庫協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応援県の物資輸送チームへの物流専門家の派遣(応援県に災害対策本部が立ち上がっている場合)</li> <li>○公的施設が一次物資拠点として選定された場合、一次物資拠点への物流専門家の派遣・資機材調達等を会員事業者に要請</li> <li>○民間施設が一次物資拠点として選定された場合、1次物資拠点(民間施設)の開設・運営を会員事業者に要請</li> <li>○一次物資拠点の開設・運営の支援</li> </ul>
応 援 県 トラック協会	<p>物資拠点開設等関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○応援県の物資輸送チームへの物流専門家の派遣(応援県に災害対策本部が立ち上がっている場合)</li> <li>○公的施設が一次物資拠点として選定された場合、1次物資拠点への物流専門家の派遣・資機材調達等を会員事業者に要請</li> <li>○民間施設が一次物資拠点として選定された場合、1次物資拠点(民間施設)の開設・運営を会員事業者に要請</li> <li>○一次物資拠点の開設・運営の支援</li> </ul> <p>物資輸送関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○使用可能なトラック、運転手の確保</li> <li>○応援県の一次物資拠点から被災県の二次物資拠点までの支援物資の輸送を会員事業者に要請</li> </ul>
運輸局・ 国土交通省	<p>応援県に災害対策本部が立ち上がっていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方倉庫・トラック協会を通じて応援県の民間施設の被災状況、使用可能施設の確認</li> <li>○応援県との一次物資拠点候補施設の調整と被災県への一次物資拠点候補施設の情報提供</li> </ul> <p>※運輸局管轄外の他県に一次物資拠点を開設する場合は、国土交通本省を通じて、他の地方運輸局と調整し作業を進める。</p>

## 国土交通省の役割

運輸局は、管内の被災県以外の県での使用可能な民間施設の情報を活用するとともに、運輸局管轄外の都道府県に一次物資拠点を設置する場合には、国土交通本省、他の地方運輸局と連携を図りながら、次の手順により、被災県、応援県と調整を行い、一次物資拠点を設置する。

### 【国土交通省の役割イメージ】



参考. 広域物資拠点開設・運営における関係者間の役割と動き（時系列）

ここでは、大規模災害が発生してから広域物資拠点の運営に至るまでの関係者間の役割と動きを時系列でまとめました。

【関係機関の役割と動き】

